

【第1号議案】 「三島市地域公共交通計画」事業実施状況の評価（令和5年度実績）

方針	目標	数値指標	現状値 (令和3年度)	目標値 (令和10年度)	評価	令和5年度実績	評価 時期
方針1 市民、来訪者の誰もが使いやすい交通結節点の実現	目標1 まちの中心として賑わいがある	三島駅の ①鉄道乗車人員 ②バス乗降客数 ③タクシー乗降客数	①14,345千人/年 ②871千人/年 ③287千人/年	①15,000千人/年 ②1,020千人/年 ③315千人/年	①未達成 ②達成 ③達成	①12,935千人/年 ②1,152千人/年 ③355千人/年	毎年度
方針2 公共交通への抵抗感をなくし、出かけやすいまちの実現	目標2 状況に応じて移動手段の使い分けができる	①路線バス、自主運行バスの利用者数	①2,269千人/年	①2,415千人/年	①達成	①2,696千人/年	毎年度
方針3 コンパクトな都市づくり に寄与する持続可能な公共交通ネットワークの形成	目標3 地域のニーズに合った移動手段がある	①路線バス、自主運行バス その他の移動手段を含めた 公共交通の利用回数 ②自主運行バスの収支率	①21回/年 ②23%	①23回/年 ②23%以上	①達成 ②達成	①25回/年 ②25%以上 [参考] 過去1年間に公共交通 をどの程度利用しましたか(市 民意識調査) 38%(月1日以上)	毎年度
方針4 地域に適合した新たなモ ビリティの形成	目標4 本市で新たな取組みが展 開されている	①新技術に関する取組み件 数	①実施なし	①1件以上	①達成	①1件 自動運転実証実験を実施	計画最終 年度

「三島市地域公共交通計画」事業実施状況の評価（令和5年度実績）

方針	目標	事業	取組状況	計画実施年度	令和5年度実績	令和6年度以降
方針1 市民、来訪者の誰もが使いやすい交通結節点の実現	目標1 まちの中心として賑わいがある	事業1 交通結節点・待合環境改善	—	R9～	・駅前広場に関して、交通事業者や関係団体等へのヒアリング等をもとに計画案を作成し、パブリックコメントを実施 ・駅前広場再整備状況にあわせて、実施予定 ・三島駅南口デジタルサイネージを活用予定 ・地域拠点の待合環境や案内内容について今後検討	
方針2 公共交通への抵抗感をなくし、出かけやすいまちの実現	目標2 状況に応じて移動手段の使い分けができる	事業2 利用促進、意識改革事業	○	R5～	・バスマップ（全域版）に新たにシェアサイクル情報を掲載 ・バスマップ（観光版）を増刷し、観光協会や市内飲食店などに配布し版を ・バスマップ（全域版）に新たにシェアサイクル情報を掲載 ・バスマップ（観光版）を増刷し、観光協会や市内飲食店などに配布し版を	・継続して公共交通マップの配布を実施 [再掲] ・継続して公共交通マップの配布を実施 ・市HPなどで公共交通を活用した移動方法を周知 ・外国人住民向けバスの乗り方講座を開始 ・北上公民館で高齢者向けバスの乗り方講習会を開始
方針3 コンパクトな都市づくりに寄与する持続可能な公共交通ネットワークの形成	目標3 地域のニーズに合った移動手段がある	事業3 公共交通維持改善事業	○	R5～	・鉄道の乗り方教室開催（2回） ・バスの乗り方教室開催（9回）	
方針4 地域に合った新たなモビリティの形成	目標4 本市で新たな取組みが展開されている	事業4 新技術活用事業	◎	R7～	・路線バス地域間幹線系統維持費補助金の交付 ・生活交通バス路線維持費補助金の交付 ・花のまち号、なかざと号、玉沢線のダイヤ変更	・三島市第二種免許取得支援事業費補助金の申請受付を開始
			○	計画期間内	・二市二町による自動運転の実証実験を12/1～12/4に実施	
			—	計画期間内		

【取組状況凡例】◎計画より前倒しで取組み

○計画通り取組み

—取組み前

三島市自主運行 デマンド型乗合タクシー見晴台線（みはらし号）について

1 見晴台線について

見晴台線は、平成19年度よりバス事業者から、単独継続困難の通知が静岡県生活交通確保対策協議会に対して提出され、地元自治会が自ら協議会を立ち上げて路線維持に努めるなど、事業者と地元自治会の努力により継続してきた路線であります。しかし、コロナ禍の影響を受け、令和3年度に退出の通知が提出されたため、地元自治会と市、バス事業者において、路線の維持の方法、沿線住民の生活交通の確保について協議を行い、令和6年4月より新たに三島市自主運行バスとして運行を開始しましたが、令和6年10月から、さらにバス運転手が不足するため、平日の日中及び土日祝の運行の減便の申し出があり、代替案として、平日の日中及び土曜日について、見晴台とバスの幹線である北上文化プラザ周辺を結ぶ、デマンド型乗合タクシーを運行することといたしました。

2 協議事項概要

協議内容	デマンド型乗合タクシー 見晴台線（みはらし号）
理由	平日の日中及び土日祝のバス減便による代替
運行開始時期	令和6年10月1日
検討経緯	<p>平成19年度 単独継続困難の申出（この後、事業者から、静岡県生活交通確保対策協議会に対して出されている）</p> <p>平成22年度 見晴台自治会がバス事業者の一部の運行を委託 その他としてバス停の維持管理や見晴台住民の定期券の購入補助を自治会が実施し、その取り組みに対して市が補助。（※三島市地域バス路線確保対象事業補助金）</p> <p>令和3年度 バス事業者から退出の申し出 （本協議会での協議の結果、継続協議となる）</p> <p>令和4年度 見晴台自治会と路線維持について協議（10/21、11/14、12/5） 見晴台自治会による運行委託を終了し、三島市の補助金による支援を開始（三島市生活交通バス路線維持補助金：前年度欠損額の3/4を補助）</p> <p>令和5年度 バス事業者から改めて退出の意向を伺い協議 （5/10、7/14、8/4、9/28） 見晴台自治会に自主運行化の意向を伝え承諾を得る（10/11） デマンド型乗合タクシーについて、見晴台自治会と協議 （1/19）</p> <p>令和6年度 三島市自主運行バス見晴台線運行開始 10月以降の運行について富士急シティバスと協議（4/19） 静岡運輸支局、交通事業者と協議（5/28） 見晴台自治会、交通事業者と協議（6/21）</p>

3 路線概要

運行形態	自主運行バス（委託料）
定員・車両	普通車・4名
運行事業者	富士急静岡タクシー株式会社
運行区間	北上文化プラザ周辺地区～見晴台地区（約4.7km）
運賃	大人400円 （小学生・身体障害者：200円 未就学児：無料） ※2人以上（未就学児を除く）乗合の場合大人1人あたり100円減額 （減額は大人のみ適用） ※参考 富士急シティバス（見晴台線）見晴台～芙蓉台入口 390円
バス停数	北上文化プラザ周辺地区 4箇所 見晴台地区 4箇所
乗車方法	事前電話予約 見晴台地区発：1時間前 北上文化プラザ周辺地区発：30分前 乗車場所：見晴台地区4カ所（停留所のみ） 北上文化プラザ周辺地区4カ所 降車場所：見晴台地区フリー降車（メイン道路）北上文化プラザ周辺地区4カ所
運行日	月曜日から土曜日（毎週） ※祝日除く ※天候状況により運行できない場合あり（降雪時など）
運行数	北上文化プラザ周辺地区～見晴台地区 3往復/日

4 ダイヤ（案）

行き

1便 見晴台発 10:00

2便 見晴台発 11:30

3便 見晴台発 13:30

帰り

1便 北上文化プラザ周辺発 11:00

2便 北上文化プラザ周辺発 13:00

3便 北上文化プラザ周辺発 15:00（調整中）

※富士急シティバスの幹線ダイヤにあわせる



5 見晴台線（バス）について

(1) 路線概要

運行形態	自主運行バス（委託料）
定員・車両	中型バス・51人
運行事業者	富士急シティバス 株式会社
運行区間	三島駅～芙蓉台～見晴台
運賃	180円～520円（富士急シティバスの運賃に準ずる。定期券等も同じ。）
バス停数	22箇所
運行数	三島駅発：平日7便 土休日7便、見晴台発：平日8便、土休日7便

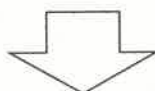
(2) ダイヤ（案）（調整中）

見晴台線

2024/04/01改正

見晴台線 三島駅～幸町～徳倉～芙蓉台～見晴台

運行日	三島駅南口②	幸町	徳倉	芙蓉台入口 (～見晴台方面バス停～)	芙蓉台一丁目	芙蓉台	あじさい公園 (～見晴台方面バス停～)	見晴台公園 - 見晴台	芙蓉台二丁目	あじさい公園 (～三島駅・伊豆佐野方面バス停～)	芙蓉台	芙蓉台一丁目	芙蓉台入口	徳倉	幸町	三島駅南口
月～金	…	…	…	…	…	…	…	▲ 6:35 - 6:37	→	6:44	6:46	6:47	6:50	6:53	6:54	7:00
毎日	8:40	8:44	8:47	8:49	8:50	8:52	8:53	9:00 - 9:02	→	9:09	9:11	9:12	9:15	9:18	9:19	9:25
毎日	10:30	10:34	10:37	10:39	10:40	10:42	10:43	10:50 - 10:52	→	10:59	11:01	11:02	11:05	11:08	11:09	11:15
毎日	14:40	14:44	14:47	14:49	14:50	14:52	14:53	15:00 - 15:02	→	15:09	15:11	15:12	15:15	15:18	15:19	15:25
毎日	15:40	15:44	15:47	15:49	15:50	15:52	15:53	16:00 - 16:02	→	16:09	16:11	16:12	16:15	16:18	16:19	16:25
毎日	16:55	16:59	17:02	17:04	17:05	17:07	17:08	17:15 - 17:17	→	17:24	17:26	17:27	17:30	17:33	17:34	17:43
毎日	17:30	17:34	17:37	17:39	17:40	17:42	17:43	17:50 - 17:52	→	17:59	18:01	18:02	18:05	18:08	18:09	18:18
毎日	18:50	18:54	18:57	18:59	19:00	19:02	19:03	19:10 - 19:12	→	19:19	19:21	19:22	19:25	19:28	19:29	19:35



2024年10月～（予定）

10時～14時頃 三島市でデマンドタクシーの運行を実施(平日に3便予定)

土休日は運休とする

運行日	三島駅南口②	幸町	徳倉	芙蓉台入口 (～見晴台方面バス停～)	芙蓉台一丁目	芙蓉台	あじさい公園 (～見晴台方面バス停～)	見晴台公園 - 見晴台	芙蓉台二丁目	あじさい公園 (～三島駅・伊豆佐野方面バス停～)	芙蓉台	芙蓉台一丁目	芙蓉台入口	徳倉	幸町	三島駅南口
月～金	…	…	…	…	…	…	…	▲ 6:35 - 6:37	→	6:44	6:46	6:47	6:50	6:53	6:54	7:00
月～金	8:40	8:44	8:47	8:49	8:50	8:52	8:53	9:00 - 9:02	→	9:09	9:11	9:12	9:15	9:18	9:19	9:25
月～金	14:40	14:44	14:47	14:49	14:50	14:52	14:53	15:00 - 15:02	→	15:09	15:11	15:12	15:15	15:18	15:19	15:25
月～金	15:40	15:44	15:47	15:49	15:50	15:52	15:53	16:00 - 16:02	→	16:09	16:11	16:12	16:15	16:18	16:19	16:25
月～金	16:55	16:59	17:02	17:04	17:05	17:07	17:08	17:15 - 17:17	→	17:24	17:26	17:27	17:30	17:33	17:34	17:43
月～金	18:50	18:54	18:57	18:59	19:00	19:02	19:03	19:10 - 19:12	→	19:19	19:21	19:22	19:25	19:28	19:29	19:35

三島市地域公共交通協議会規約の一部を改正する規約案について

1 概要

令和6年度第1回三島市地域公共交通協議会において承認され、運賃協議会の設置規定を三島市地域公共交通協議会規約に記載したが、中部運輸局静岡運輸支局からの助言を受け、運賃協議会の設置手続きを追記するもの。

2 変更内容

運賃協議会の設置規定に設置手続きを追記する。(別紙)

3 変更の適用時期

本議案を議決した日

三島市地域公共交通協議会規約の一部を改正する規約案 新旧対照表

改正後	改正前
<p>(運賃協議会) 第9条 第3条第2号に掲げる事務について、道路運送法第9条第4項に規定する路線の運賃等を協議するため、運賃協議会を置くことができる。 2 運賃協議会は、運賃協議会長及び運賃協議会員をもって組織する。 3 運賃協議会長及び会員は、会長が指名する。 4 協議をするときは、あらかじめ、公聴会の開催その他の住民、利用者その他の利害関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。</p> <p>(略)</p> <p>附 則 この規約は、平成29年4月7日から施行する。 附 則 この規約は、平成31年4月19日から施行する。 附 則 この規約は、令和5年6月28日から施行する。 附 則 この規約は、令和6年6月17日から施行する。 附 則 この規約は、令和6年7月 日から施行する。</p>	<p>(運賃協議会) 第9条 第3条第2号に掲げる事務について、道路運送法第9条第4項に規定する路線の運賃等を協議するため、運賃協議会を置くことができる。 2 運賃協議会は、運賃協議会長及び運賃協議会員をもって組織する。 3 運賃協議会長及び会員は、会長が指名する。</p> <p>(略)</p> <p>附 則 この規約は、平成29年4月7日から施行する。 附 則 この規約は、平成31年4月19日から施行する。 附 則 この規約は、令和5年6月28日から施行する。 附 則 この規約は、令和6年6月17日から施行する。</p>

三島市地域公共交通協議会規約（現時点）

（目的）

第1条 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「活性化再生法」という。）第6条第1項の規定に基づき、三島市地域公共交通計画（以下「計画」という。）の作成及び実施に関し必要な協議を行うとともに、道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため、三島市地域公共交通協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（事務所）

第2条 協議会は、事務所を静岡県三島市北田町4番47号三島市役所内に置く。

（所掌事務）

第3条 協議会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 活性化再生法に関すること。
 - ア 計画の作成及び変更に係る協議に関すること。
 - イ 計画の実施に係る協議に関すること。
- (2) 道路運送法に関すること。
 - ア 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃等に関すること。
 - イ 市町村運営有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関すること。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、協議会が必要と認めること。

（組織）

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が依頼し、又は任命する。

- (1) 一般社団法人静岡県バス協会の代表又はその指名する者
- (2) 商業組合静岡県タクシー協会の代表又はその指名する者
- (3) 関係する旅客自動車運送事業者の代表又はその指名する者
- (4) 旅客自動車運送事業者の労働者団体の代表又はその指名する者
- (5) 国土交通省中部運輸局静岡運輸支局長又はその指名する者
- (6) 静岡県公共交通担当部局
- (7) 静岡県公安委員会が指名する者
- (8) 道路管理者（活性化再生法第2条第3号に規定する道路管理者をいう。）又はその指名する者
- (9) 商工観光に携わる者
- (10) 住民又は利用者の代表
- (11) 学識経験者
- (12) 副市長
- (13) 市の第3条第1号に掲げる事務を所管する部長、同条第2号に掲げる事務を所管する部長、政策企画担当部長及び市道維持管理担当部長

(14) その他市長が必要と認める者
(任期)

第5条 委員の任期は、選任された年度の翌年度末までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任の委員の残任期間とする。

2 委員の再任は、妨げない。
(会長及び副会長)

第6条 協議会に会長及び副会長各1人を置く。

2 会長は、委員(第4条第13号に掲げる者を除く。)の互選によってこれを定める。
3 副会長は、委員のうちから会長が指名する。
4 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
5 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、副会長がその職務を代理する。
(会議)

第7条 協議会は、会長が招集し、その会議の議長となる。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
3 会議は、原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる場合については、非公開とする。
4 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
5 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求めて説明又は意見を聴くことができる。
6 委員は、やむを得ない事情により会議に出席できないときは、その代理者を出席させることができる。
7 会長は、緊急その他やむを得ない事情があり、会議を開催することができない場合には、書面での決議をもって会議に代えることができる。
8 第4項の規定は、前項の場合において準用する。この場合において、第4項中「出席した委員」とあるのは「すべての委員」と読み替えるものとする。
9 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。
(作業部会)

第8条 第3条各号に掲げる事務について、専門的な調査研究及び検討を行うため、作業部会を置くことができる。

2 作業部会は、作業部会長及び作業部会員をもって組織する。
3 作業部会長及び作業部会員は、会長が指名する。
(運賃協議会)

第9条 第3条第2号に掲げる事務について、道路運送法第9条第4項に規定する路線の運賃等を協議するため、運賃協議会を置くことができる。

2 運賃協議会は、運賃協議会長及び運賃協議会員をもって組織する。
3 運賃協議会長及び会員は、会長が指名する。
(経費の負担)

第 10 条 協議会の運営に要する経費は、市からの負担金、国からの補助金、繰越金その他の収入をもって充てる。

(財務)

第 11 条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(監査)

第 12 条 協議会に監事 2 名を置く。

2 監事は、委員のうち、第 4 条第 12 号及び第 13 号に規定する者以外のものから会長が指名する。

3 監事は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

4 監事は、委員としての任期が満了した場合は、後任の監事が就任するまで、引き続き監事としてその職務を行う。

5 監査に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第 13 条 協議会の業務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 事務局は、市の第 3 条第 1 号に掲げる事務を所管する課並びに同条第 2 号に掲げる事務を所管する課に置く。

3 事務局に事務局長、事務局次長及び事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。

4 事務局及びその処務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(補則)

第 14 条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成 29 年 4 月 7 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 31 年 4 月 19 日から施行する。

附 則

この規約は、令和 5 年 6 月 28 日から施行する。

附 則

この規約は、令和 6 年 6 月 17 日から施行する。

三島市地域公共交通協議会規約（改正後）

（目的）

第1条 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「活性化再生法」という。）第6条第1項の規定に基づき、三島市地域公共交通計画（以下「計画」という。）の作成及び実施に関し必要な協議を行うとともに、道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため、三島市地域公共交通協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（事務所）

第2条 協議会は、事務所を静岡県三島市北田町4番47号三島市役所内に置く。

（所掌事務）

第3条 協議会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 活性化再生法に関すること。
 - ア 計画の作成及び変更に係る協議に関すること。
 - イ 計画の実施に係る協議に関すること。
- (2) 道路運送法に関すること。
 - ア 地域の実情に応じた適切な乗合旅客輸送の態様及び運賃等に関すること。
 - イ 市町村運営有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関すること。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、協議会が必要と認めること。

（組織）

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が依頼し、又は任命する。

- (1) 一般社団法人静岡県バス協会の代表又はその指名する者
- (2) 商業組合静岡県タクシー協会の代表又はその指名する者
- (3) 関係する旅客自動車運送事業者の代表又はその指名する者
- (4) 旅客自動車運送事業者の労働者団体の代表又はその指名する者
- (5) 国土交通省中部運輸局静岡運輸支局長又はその指名する者
- (6) 静岡県公共交通担当部局
- (7) 静岡県公安委員会が指名する者
- (8) 道路管理者（活性化再生法第2条第3号に規定する道路管理者をいう。）又はその指名する者
- (9) 商工観光に携わる者
- (10) 住民又は利用者の代表
- (11) 学識経験者
- (12) 副市長
- (13) 市の第3条第1号に掲げる事務を所管する部長、同条第2号に掲げる事務を所管する部長、政策企画担当部長及び市道維持管理担当部長

(14) その他市長が必要と認める者
(任期)

第5条 委員の任期は、選任された年度の翌年度末までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任の委員の残任期間とする。

2 委員の再任は、妨げない。
(会長及び副会長)

第6条 協議会に会長及び副会長各1人を置く。

2 会長は、委員(第4条第13号に掲げる者を除く。)の互選によってこれを定める。
3 副会長は、委員のうちから会長が指名する。
4 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
5 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、副会長がその職務を代理する。
(会議)

第7条 協議会は、会長が招集し、その会議の議長となる。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
3 会議は、原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる場合については、非公開とする。
4 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
5 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求めて説明又は意見を聴くことができる。
6 委員は、やむを得ない事情により会議に出席できないときは、その代理者を出席させることができる。
7 会長は、緊急その他やむを得ない事情があり、会議を開催することができない場合には、書面での決議をもって会議に代えることができる。
8 第4項の規定は、前項の場合において準用する。この場合において、第4項中「出席した委員」とあるのは「すべての委員」と読み替えるものとする。
9 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。
(作業部会)

第8条 第3条各号に掲げる事務について、専門的な調査研究及び検討を行うため、作業部会を置くことができる。

2 作業部会は、作業部会長及び作業部会員をもって組織する。
3 作業部会長及び作業部会員は、会長が指名する。
(運賃協議会)

第9条 第3条第2号に掲げる事務について、道路運送法第9条第4項に規定する路線の運賃等を協議するため、運賃協議会を置くことができる。

2 運賃協議会は、運賃協議会長及び運賃協議会員をもって組織する。
3 運賃協議会長及び会員は、会長が指名する。
4 協議をするときは、あらかじめ、公聴会の開催その他の住民、利用者その他利害

関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

(経費の負担)

第 10 条 協議会の運営に要する経費は、市からの負担金、国からの補助金、繰越金その他の収入をもって充てる。

(財務)

第 11 条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(監査)

第 12 条 協議会に監事 2 名を置く。

2 監事は、委員のうち、第 4 条第 12 号及び第 13 号に規定する者以外のものから会長が指名する。

3 監事は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

4 監事は、委員としての任期が満了した場合は、後任の監事が就任するまで、引き続き監事としてその職務を行う。

5 監査に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第 13 条 協議会の業務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 事務局は、市の第 3 条第 1 号に掲げる事務を所管する課並びに同条第 2 号に掲げる事務を所管する課に置く。

3 事務局に事務局長、事務局次長及び事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。

4 事務局及びその処務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(補則)

第 14 条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成 29 年 4 月 7 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 31 年 4 月 19 日から施行する。

附 則

この規約は、令和 5 年 6 月 28 日から施行する。

附 則

この規約は、令和 6 年 6 月 17 日から施行する。

附 則

この規約は、令和 6 年 月 日から施行する。